



弘市推発第 52 号
平成24年6月18日

弘前市自治基本条例
市民検討委員会委員長 殿

弘 前 市 長 葛 西 憲 之



弘前市自治基本条例市民検討委員会条例（平成24年弘前市条例第3号）
第2条の規定に基づき自治基本条例に関する事項について、次のとおり諮問
します。

諮 問

- 1 自治基本条例に盛り込むべき項目、その内容等について
- 2 自治基本条例素案について

留意事項

答申までの流れは、次のとおり。

- ア 委員会の活動内容、方法及びスケジュールの審議及びそれら報告書の提出
- イ 中間報告書の作成・提出
- ウ 中間報告書に対する市民の意見集約
- エ ウの内容並びに市長が集約する議会及び市の執行機関の意見を踏まえ、中間報告書の審議
- オ 「1 自治基本条例に盛り込むべき項目、その内容等について」に関する答申
- カ オの後に執行機関で作成する条例素案の審議
- キ 「2 自治基本条例素案について」に関する答申

※「2 自治基本条例素案について」の資料は、別途提出いたします。